

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	マイナンバー制度の現状と課題 ～国民の利便性向上及び行政の効率化の観点を中心に～
著者 / 所属	加藤 誉憲 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	235号
刊行日	2024-3-14
頁	25-47
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r06pdf/202423502.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

マイナンバー制度の現状と課題

～国民の利便性向上及び行政の効率化の観点を中心に～

内閣委員会調査室 加藤 誉憲

《要旨》

マイナンバー法の令和5年改正法に、マイナンバーの利用範囲の拡大やマイナンバーカードと健康保険証の一体化等が盛り込まれるなど、政府は、マイナンバー及びマイナンバーカードの利便性を強調し、その利用拡大に向けた取組を推進してきた。一方、令和5年3月以降、マイナンバー及びマイナンバーカードに係るトラブル事案が相次いで表面化し、大きな社会問題となっている。

本稿では、本来、マイナンバー制度が国民の利便性向上、行政の効率化等のための社会基盤であることを踏まえ、その実現に向けた当面の課題について述べる¹。

1. マイナンバー制度の経緯と現状

マイナンバー制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）を根拠としている。同法は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続に関し、適切な管理の下に個人等を識別するための番号（マイナンバー。法律上は「個人番号」）を利用し、効率的かつ安全に情報の授受を行うことができるようにするために制定された。

また、同法では、マイナンバーカード（法律上は「個人番号カード」）について、マイナンバー制度の目的を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての利用促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないように配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において活用が図られるようにすることとされている。

マイナンバー制度の活用による効果については、国民の利便性の向上として、添付書類の削減、電子申請等による手続の簡素化、行政の効率化として、正確な事務処理、情報の照合、転記、入力、保管等に要していた時間や労力の削減、

¹ 本稿は、令和6年2月21日までの公開情報に基づいて執筆している。

公平公正な社会の実現として、不正による負担逃れや過誤給付の防止、抑制などが挙げられている。その経費削減効果は、定量的に測るのが困難なものが多く、一定の前提の下での粗い試算としつつ、平成30年5月時点では、マイナンバーの情報連携、マイナンバーカード、マイナポータルが徹底活用されていることを前提に推計すると、国民、事業者における機会費用等を含めた経済効果で年間2,629億円程度、行政機関等における事務効率効果等で年間1,798億円程度となるとしていた²。一方、マイナンバー制度関係の国費として、マイナンバー法成立以降の9年間の累計で約8,800億円がかかったとしている³。

1-1. マイナンバーの利用と情報連携

マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号であり、マイナンバー法では、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野におけるマイナンバーの利用促進を図ることを基本理念とした上で⁴、マイナンバーを利用できる事務は、行政機関等と対象事務をポジティブリスト方式で定め、その範囲においてのみマイナンバーの利用を可能にしている⁵。マイナンバーの利用範囲は、マイナンバー法制定後も累次にわたる法改正によって拡大されてきた⁶（図表1参照）。

² 第196回国会参議院決算委員会会議録第8号5頁（平30.6.11）。なお、詳細は、内閣官房番号制度推進室、内閣官房IT総合戦略室「マイナンバー制度活用における効果」（第13回国と地方のシステムワーキング・グループ（平成30年5月10日）資料7-3）参照。平成28年度において利用可能な数値を用いて、一定の前提を置いた上で、「書類作成事務の削減」「窓口への移動時間等の削減」といった各種効果要素の組合せによる想定単価に、発生件数を乗じて推計したものを単純合計したとしている。

³ 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第13号22頁（令3.3.31）。なお、同委員会で菅内閣総理大臣（当時）は、この支出について、コストパフォーマンスが悪すぎる旨答弁している。

⁴ 令和5年改正法により、マイナンバーの利用に関する施策の推進は、「個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野における利用の促進を図るとともに、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない」とされた（マイナンバー法第3条第2項）。

⁵ 具体的には、同法第9条第1項の規定により、別表第1（令和5年改正法施行後は「別表」）の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の「行政事務を処理する者」がその下欄に掲げる事務の処理に必要な限度でマイナンバーの利用ができると規定している。

⁶ 主なものとして、平成27年の改正（平成27年法律第65号）による預貯金者の任意の付番申出による口座へのマイナンバーひも付け、医療等分野におけるマイナンバーの利用範囲の拡充等（特定健康診査情報、予防接種履歴）、地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充、令和元年の改正（令和元年法律第16号）による罹災証明書の交付事務等のマイナンバーの利用範囲の拡充、乳幼児に対する健康診査に関する事務等への情報連携の拡充、令和3年の改正（令和3年法律第37号）による国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携の拡大などがある。

図表 1 マイナンバーに関するロードマップ

平成 25 (2013) 年	5 月	マイナンバー法の公布
平成 27 (2015) 年	10 月	マイナンバーの通知開始
平成 28 (2016) 年	1 月	マイナンバーの利用開始 (社会保障・税・災害対策分野)
平成 29 (2017) 年	11 月	情報連携の本格運用を順次開始 (情報連携による添付書類省略が可能になる (約 850 の手続))
平成 30 (2018) 年	1 月 10 月	平成 27 年の改正による預貯金口座への任意付番開始 情報連携による添付書類省略が可能になる手続が約 1,200 に
令和 元 (2019) 年	5 月 7 月	デジタル手続法による令和元年の改正 (戸籍関係情報の連携や罹災証明書事務の交付事務等におけるマイナンバー制度の利用を可能とする) 年金関係情報の情報連携開始 情報連携による添付書類省略が可能になる手続が約 2,050 に
令和 2 (2020) 年	10 月	情報連携による添付書類省略が可能になる手続が約 2,300 に
令和 3 (2021) 年	5 月 9 月	預貯金口座 2 法 ⁷ の公布 (口座管理法による預貯金口座付番の円滑化 ⁸ 、口座登録法による公金受取口座の登録制度 ⁹) デジタル社会形成整備法 ¹⁰ の施行 (令和 3 年の改正) (国家資格管理におけるマイナンバー利用 (32 資格))
令和 4 (2022) 年	3 月 10 月	公金受取口座の登録開始 公金受取口座の情報連携開始
令和 5 (2023) 年	3 月 6 月 6 月	情報連携による添付書類省略が可能になる手続が約 2,500 に 令和 5 年改正法の公布 (マイナンバーの利用範囲拡大 (社会保障・税・災害対策分野以外にも)、より迅速な情報連携に向けた規定の見直し等) マイナンバー情報総点検 (～12 月) (2-2. 参照)
令和 6 (2024) 年	3 月 4 月 令和 6 年度中	戸籍関係情報の情報連携開始 口座管理法の施行 (受付金融機関での新たな口座付番開始) 令和 6 年度中 (マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ (3. 参照) の考え方を踏まえたシステム開発完了後に業務開始予定) 他金融機関の口座付番開始 災害時相続時の口座照会開始

(出所) デジタル庁「マイナンバー制度導入後のロードマップ」(令和 6 年 1 月 19 日更新) より作成

⁷ 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和 3 年法律第 38 号。以下「口座登録法」という。) 及び「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(令和 3 年法律第 39 号。以下「口座管理法」という。)

⁸ 口座管理法では、預貯金者の意思に基づくことを前提として、預貯金口座へのマイナンバーの付番を促進するため、①金融機関は、口座開設時等に預貯金者に対し、マイナンバー利用による預貯金口座の管理の希望の有無を確認しなければならないこと、②金融機関窓口だけでなく、マイナポータルからもマイナンバー登録を可能とすること、③預貯金者の意思に基づき、預金保険機構を介して、一度に複数の金融機関の口座へ付番できることを定めている。

⁹ 口座登録法では、国民が公的給付の支給を受けるための一つの預貯金口座 (公金受取口座) を任意で登録できる「公金受取口座登録制度」及び法律に基づかない緊急時の給付金の支給事務等であっても、内閣総理大臣が特定公的給付に指定することで、当該給付金の支給事務にマイナンバーを利用することを可能とする「特定公的給付制度」が創設された。

¹⁰ 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和 3 年法律第 37 号)

第 211 回国会（令和 5 年常会）で成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（6 月 9 日公布、令和 5 年法律第 48 号。以下「令和 5 年改正法」という。）¹¹においては、基本理念の規定を改正し、従来からの社会保障、税及び災害対策の 3 分野以外の行政分野においてもマイナンバーの利用の促進を図ることとした。あわせて、マイナンバーの利用範囲を定める改正後の別表（改正前は「別表第 1」）において、新たにマイナンバーを利用できる事務として、理容師、美容師、一級建築士等の免許に関する事務、外国人の在留資格に係る許可に関する事務等が追加されたほか、改正後の別表下欄に掲げる事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る。）として主務省令で規定する「準法定事務」についても、マイナンバーの利用を可能とした¹²。これにより、法律に規定のない事務についても、法定の事務に準ずる事務については、主務省令で定めることにより、マイナンバーを利用して行うことができ、各種行政手続における添付書類の省略等が可能になるとしている。

各行政機関等が保有する特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）は、各機関の間で、専用の情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携により、行政手続に必要な情報をやり取りできる。これにより、児童手当の申請など各種行政手続で住民票の写しや課税証明書等の添付書類を省略することが可能となる。情報連携に際しては、マイナンバー自体は用いず、機関別符号を用いた照会・提供が行われる（情報提供ネットワークシステムで機関別符号同士をひも付ける）。各機関が保有する特定個人情報について、機関別符号とマイナンバーとのひも付けは、当該機関のみが把握しており、国がこれらを一元的に把握することはできない仕組みとなっている（図表 2）。

なお、情報連携可能な事務手続は、令和 5 年 10 月 16 日時点で 2,523 手続¹³があり、情報提供ネットワークシステムを用いた情報提供件数は、令和 4 年度で 1 億 7,309 万件¹⁴となっている。

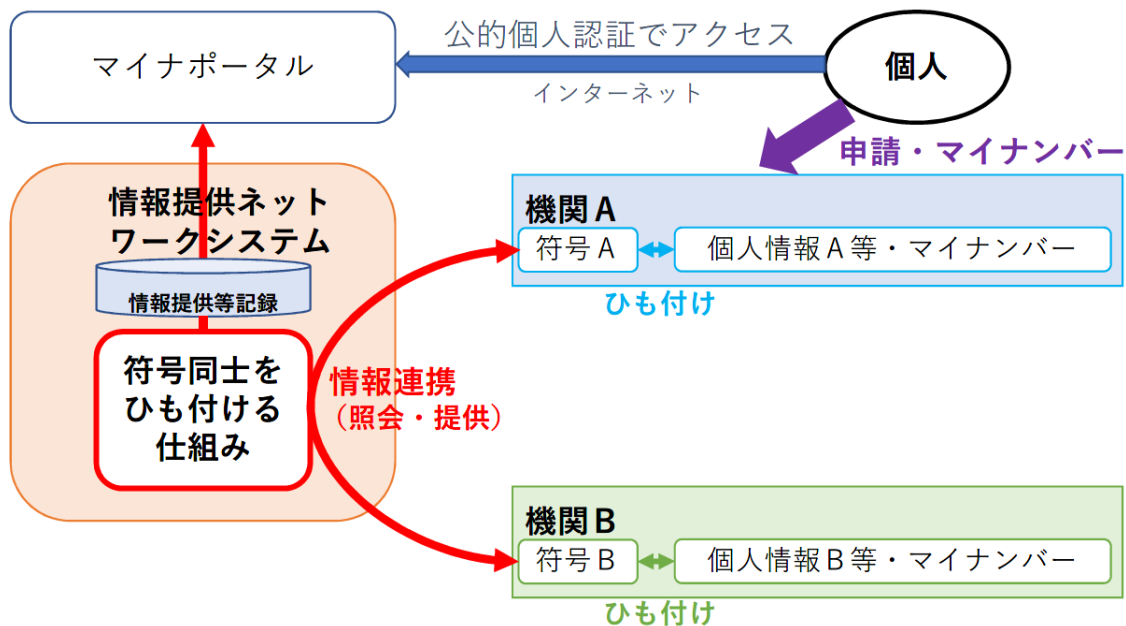
¹¹ なお、令和 5 年改正法の概要については、森秀勲「マイナンバー法等改正案の概要と主な国会論議—利用範囲の拡大、マイナンバーカードと健康保険証の一体化—」『立法と調査 459 号』参議院事務局、2023 年 8 月を参照。

¹² 個別の法律の規定に基づく事務は、従来どおり法律改正により追加する。

¹³ デジタル庁「情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.10.16 時点）」に記載された件数（968 件）及び同「情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R5.10.16 時点）」に記載された件数（1,555 件）の合計値 < https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/04f27e76-a9d0-4deb-90f2-99cb6a22e5b4/e9af5298/20231016_policies_mynumber_explanation_outline_01.pdf >。

¹⁴ デジタル庁「令和 5 年度行政事業レビューシート（事業番号 2023-デジ-22-0001-10）」

図表2 マイナンバー制度における符号を用いた情報連携のイメージ



(出所) デジタル庁「マイナンバー制度における、符号を用いた情報連携」より作成

情報連携については、令和5年改正法において、特定個人情報の提供範囲を定めた別表第2¹⁵を削除し、改正後の別表に掲げる事務について主務省令で定めることにより情報連携を可能とする仕組みに改められた。これにより、改正後の別表に法定された事務であれば、主務省令に規定することで情報連携が可能となり、新規に機関間の情報連携が必要となった場合により速やかな開始ができるとしている。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定。以下「重点計画」という。）では、令和6年中の令和5年改正法の円滑な施行に向けて、政府は政省令等の策定やシステム整備、制度の広報等を進めるとともに、①マイナンバーを利用し、国民自らが自己の情報や権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況に合った行政サービスを楽しむことができるようにする観点等から、今後もマイナンバーの利用や情報連携を促進するため必要な法令の整備を行うなどとしている。

1-2. マイナンバーカードの利活用拡大に向けた取組

マイナンバーカードは、券面に基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、

¹⁵ 別表第2では、特定個人情報について①情報照会者（情報提供を求めることができる者）、②事務（情報を利用して処理する事務）、③情報提供者、④特定個人情報が規定されていた。

マイナンバー、本人の顔写真等が記載されており、申請に基づき本人に交付される。また、カードのICチップに、券面記載事項や電子証明書（署名用、利用者証明用）が搭載されている。これによりマイナンバーカードは、大きく分けて①カード券面の利用（公的な身分証明書）、②ICチップの空き領域の利用（カードアプリケーション）、③電子証明書の利用（公的個人認証サービス）ができる。マイナンバーの利用や提供を行わないICチップの空き領域及び電子証明書は、民間事業者も含めて幅広い利用が可能となっている。マイナンバーカードの交付手続などについては、マイナンバー法に規定されているが、電子証明書については、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」（平成14年法律第153号。公的個人認証法）に基づき、なりすまし、改ざん、送信否認の防止を担保し、インターネット上での本人確認や電子申請等を可能とする公的個人認証サービスが提供されており、e-Tax等の電子申請や住民票のコンビニ交付等の様々なサービスが可能となっている。

重点計画では、マイナンバーカードは、対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」であるとして、令和6年秋の健康保険証廃止¹⁶を見据え、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進するなどとしている。このほか具体的な取組として、①マイナンバーカードの健康保険証との一体化に向けた取組、②運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組、③スマートフォンから様々な行政手続ができ、お知らせが届く「オンライン市役所サービス」の推進、④マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする「市民カード化」の推進、⑤様々な民間ビジネスにおける利用の推進、⑥スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上、⑦次期マイナンバーカードの検討¹⁷などが挙げられている。

¹⁶ 令和5年12月27日、現行の健康保険証の廃止等の施行期日を令和6年12月2日とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和5年政令第374号）が公布された。

¹⁷ 交付されたマイナンバーカードが、令和8（2026）年から順次有効期限を迎えることを踏まえ、政府は令和8年中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指しており、令和5年9月7日以降、「次期個人番号カードタスクフォース」において、カードの機能向上に向けた重点的対策項目（券面記載事項、カード等に用いる技術、発行体制等）及びその他重要論点（新旧カードの切り替えに伴う対応、セキュリティ要件等）等の検討が進められている。12月26日には、券面記載事項からの性別削除、電子証明書の有効期間延長等を内容とする「次期個人番号カードタスクフォース中間とりまとめ」が公表された。

図表3 マイナンバーカードに関するロードマップ

平成 25 (2013) 年	5月	マイナンバー法の公布
平成 27 (2015) 年		マイナンバーカード交付申請受付開始
平成 28 (2016) 年	1月	マイナンバーカード交付開始 公的個人認証・ICチップの民間開放 地方公共団体における独自利用
平成 29 (2017) 年	9月	マイキープラットフォーム等運用開始 地方公共団体発行の各種カードの一元化（図書館カード等） 自治体ポイントの管理
令和 元 (2019) 年	平成 30 年度末 5月 11月	国家公務員身分証一体化(本省分)の原則移行完了 デジタル手続法による令和元年の改正 (海外継続利用を可能とする) 旧氏併記の開始
令和 2 (2020) 年	5月 8月 9月	通知カードの廃止 健康保険証利用の事前登録の申込開始 マイナポイント事業第1弾実施
令和 3 (2021) 年	10月	健康保険証としての本格運用開始
令和 4 (2022) 年	1月 令和 4 年度から順次	マイナポイント事業第2弾実施 国立大学での活用促進 ハローワークカードとしての活用 電子版ジョブカードとしての活用
令和 5 (2023) 年	5月 12月	スマートフォン (Android) への搭載 ¹⁸ 公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報(基本4情報)提供サービス開始 暗証番号の設定不要な「顔認証マイナンバーカード」の導入
令和 6 (2024) 年	令和 6 年度中 12月	海外継続利用の開始 運転免許証との一体化 口座管理法に基づく災害時相続時の口座照会開始 現行の健康保険証を廃止

(出所) デジタル庁「マイナンバー制度導入後のロードマップ」(令和6年1月19日更新)より作成

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、令和5年改正法において、マイナンバーカードによりオンライン資格確認¹⁹を受けることができない状況にある者が、必要な保険診療等を受けられるよう本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する仕組み等を整備することにより、現行の健康保険証を廃止するとした。マイナンバーカードと健康保険証を一体化することにより、患者本人の受診履歴に基づく質の高い医療を実現するとともに、医療機関、

¹⁸ 令和5年5月からスマホ用電子証明書搭載サービスが開始され、マイナンバーカードの保有者は対応するAndroidスマートフォン端末に電子証明書を搭載することが可能となっている。

¹⁹ オンライン資格確認は、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認を行うことができるもので、保険医療機関・薬局に対し、令和5年4月からの導入が原則として義務付けられた。

保険者等における効率的な医療システムの実現が図れるとしている（3-2. 参照）。また、厚生労働省から、ごく粗い試算としつつ、保険証の廃止に伴う削減コストが令和5年8月に公表されている²⁰。現行の保険証の発行に係る約235億円について、①マイナ保険証保有が現状より進み、登録率が65～70%となる場合には、100億～108億円程度の削減、②マイナ保険証保有が現状の登録率52%となる場合には、76億～82億円程度の削減が見込まれる²¹とし、このほか、マイナ保険証利用による限度額適用認定証の発行コストの減少、返戻の減少に伴う再請求事務の減少等により保険者等の事務コストが軽減されるとしている。

1-3. マイナンバーカードの普及促進

平成28年12月に制定された「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）において、国は、マイナンバーカードの普及及び活用を促進するため、マイナンバーカードの普及及び活用に関する計画の策定その他の必要な措置を講ずるものとされている（同法第13条第1項）。

平成29年9月に内閣府及び総務省は、地方自治体に対して「マイナンバーカード取得促進キャンペーン」の実施を依頼する通知²²を発出した。この中で、国において「マイナンバー制度、特にマイナンバーカードについて、今後幅広い世代・対象に向けた周知・広報を展開していく」状況を踏まえ、各地方自治体における周知・広報及び申請補助等を幅広く展開するキャンペーンの実施やマイナンバーカードの利活用の推進について積極的な取組を要請した。

令和2年10月、第203回国会の所信表明演説において菅内閣総理大臣（当時）が、マイナンバーカードについて「今後2年半のうちにほぼ全国民に行き渡ることを目指す」と述べ²³、政府は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等において、令和4年度末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指すことを掲げて種々の取組を行ってきた。

このうちマイナポイント事業は、令和元年6月のデジタル・ガバメント閣僚会議において決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」において、マイナンバーカードの普及と消費税率引上げ

²⁰ 厚生労働省「マイナンバーカードと健康保険証の一体化について」（第166回社会保障審議会医療保険部会（令和5年8月24日）資料2）

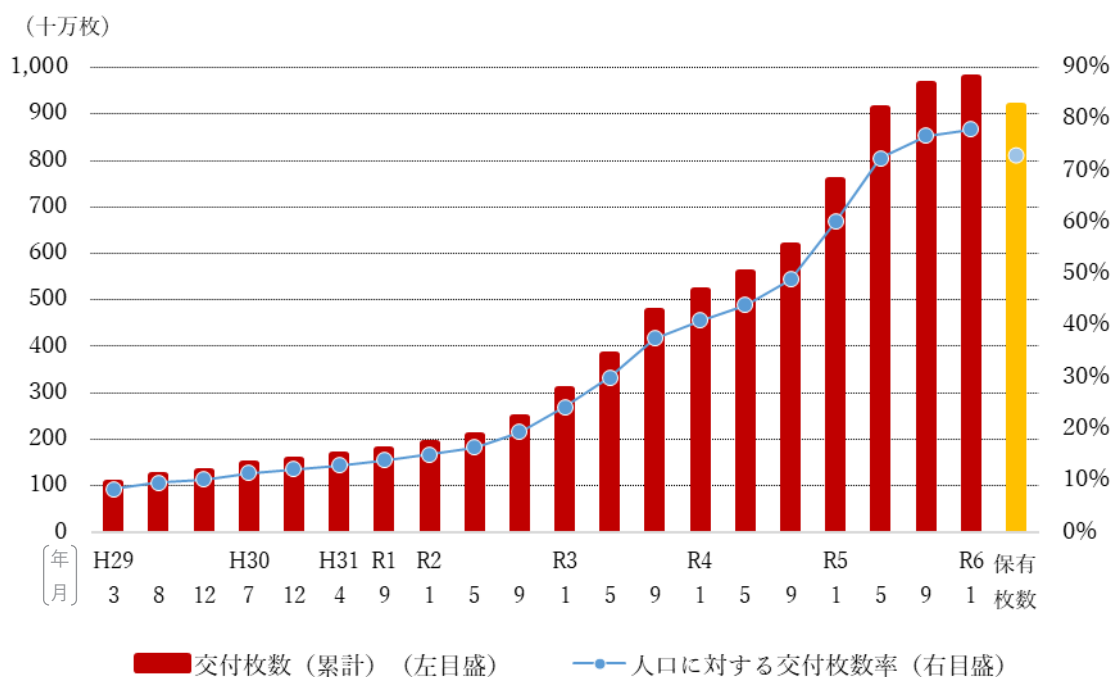
²¹ マイナ保険証の非保有者への資格確認書の発行（印刷製本費65円/枚、通信運搬費404円/枚）及びマイナ保険証保有者への資格情報のお知らせの発行（印刷製本費10円/枚、通信運搬費84円/枚）について試算し、現行の保険証の発行に係るコストと比較した結果。

²² 「マイナンバーカードの取得促進について（依頼）」（府番第189号 総行住第228号、平成29年9月29日）

²³ 第203回国会参議院本会議録第1号3頁（令2.10.26）

に伴う個人消費の落ち込みを防ぐ対策に位置付けられ、令和2年9月から令和3年12月まで実施された。引き続き、令和4年1月から令和5年2月までマイナポイント事業第2弾が実施され、マイナンバーカードの取得等に対してポイント還元が行われた。これらの取組により、マイナンバーカードの交付枚数²⁴は大幅に増加することとなった²⁵（図表4）。

図表4 マイナンバーカードの交付枚数の推移



(注) 令和5年7月、総務省は従来から公表していたマイナンバーカードの交付枚数に加えて、現に保有されているカードの枚数として、交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いた保有枚数も公表することとした。これを受けて、上図の「保有枚数」は、令和6年1月の保有枚数と人口に対する保有枚数率をあわせて記載した。
 (出所) 総務省「マイナンバーカード交付状況について」より作成

マイナンバーカードの広報を含む申請促進に係る経費について、総務省が実施したテレビCM、新聞広告等を用いた広報活動、ショッピングセンターなどにおける出張申請受付キャンペーン、全国での携帯ショップにおける申請サポート事業などの合計で約259億円であったとしている。また、マイナポイント

²⁴ 総務省によるとマイナンバーカードの交付・保有の状況は、交付枚数(累計)約9,800万枚、人口に対する交付割合は約78.1%(令和6年2月18日時点)、保有枚数約9,168万枚、人口に対する保有割合は約73.1%である(令和6年1月31日時点)。
²⁵ 令和5年4月4日、松本総務大臣は記者会見で、同年3月末時点の人口に対するマイナンバーカードの申請割合が75%を超えたことを踏まえ、政府が目標に掲げていたマイナンバーカードがほぼ全ての国民に行き渡らせる水準までは到達したとの認識を示した。

事業に係る予算額は、マイナポイント事業第1弾が約2,979億円、マイナポイント事業第2弾が約1兆8,134億円であり、合計では約2兆1,113億円となったとしている²⁶。

多額の予算を講じてマイナンバーカードの普及促進を図る意義について、政府は、①行かない市役所、書かない窓口として、様々な手続をオンラインで申請できるようにすることやキャッシュレスで手数料の納付をすることができるようにすること、②マイナンバーの市民カード化として、健康保険証、介護保険証、診察券、運転免許証、在留カードのほか、図書館の利用者カードなどを一つにまとめて、マイナンバーカードがあれば行政のいろいろなサービスを受けることができるようにすること、③民間サービスでの利用として、4情報の提供サービスを始め、マイナンバーカードが提供する様々なサービスを民間が活用することによる利便性の向上を挙げている²⁷。

デジタル庁²⁸は、マイナンバーカードの更なる普及促進策について、①カードの利便性向上、②カードの機能向上、③取得困難者対策の3つの柱により推進するとしている。①ではデジタル田園都市国家構想交付金等を活用した優良事例の横展開、学校や医療・介護分野における利活用、運転免許証及び在留カードとの一体化の推進等、②では本人確認のマイナンバーカードへの一本化等（以上について1-2.参照）、③では出張申請受付・申請サポート・受け取り代理、小・中学校や郵便局における申請の推進等を主な取組として掲げている²⁹。

なお、マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進として、令和5年改正法では、在外公館で国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする、市町村から指定された郵便局においてもマイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする、図書館等での活用ができるよう暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに利用者の確認をする方法の規定を整備するなどの改正が行われた。

²⁶ 第211回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第7号3頁（令5.4.19）。なお、費用対効果について、サイボウズ株式会社の青野慶久社長は「国の利便性を高めようと新しいシステムを作っても、投資に見合う効果が出ているかを問いたい。コストをかけすぎている上、制度設計に問題がある」と指摘している（「多額投資に見合う便利さない」『東京新聞』（令5.8.11））。

²⁷ 同上会議録24頁（令5.4.19）

²⁸ 令和3年9月1日に発足したデジタル庁は、マイナンバー・マイナンバーカードの利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理を所掌している（「デジタル庁設置法」（令和3年法律第36号）第4条第2項第4号）。

²⁹ デジタル庁「マイナンバーカードの普及・利活用拡大について」（マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議（令和5年4月17日）資料3）

1-4. マイナポータルに係る取組

マイナポータルは、行政機関等が保有する自分の特定個人情報の確認（自己情報表示）、行政機関等の間での情報連携による特定個人情報のやりとりの履歴の確認（情報提供等記録表示）、行政機関等からのお知らせ情報（例：子どもの予防接種や健診のお知らせ）の表示などができる政府のオンラインサービスである³⁰。また、マイナポータルは、国民の利便性の向上に資する行政手続をオンラインで行う際に原則として利用されることを目指しており、手続の検索・電子申請（子育て、介護などの行政手続の検索とオンライン申請）や外部サイト連携（外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になる）の機能も提供されている。

重点計画では、今後も利用者からのフィードバックを得ながらサービスを改善し、手続に当たって迷うことがなく、また利用したいという新たな体験も提供できるように、UI・UX³¹の継続的な改善及びシステム構成の見直しに取り組むとしている。

図表5 マイナポータルに関するロードマップ

平成 27 (2015) 年		マイナポータルの構築
平成 28 (2016) 年		
平成 29 (2017) 年	1月 7月 11月	アカウント開設開始 子育てワンストップ（サービス検索）を開始 マイナポータル本格運用開始
平成 30 (2018) 年	10月	就労証明書作成コーナーの開設
令和 元 (2019) 年	1月 4月 令和元年度	介護ワンストップ（サービス検索・電子申請）を順次開始 被災者支援手続についてサービス検索・電子申請を順次開始 各種サービス連携のためのAPI ³² 提供を順次開始
令和 2 (2020) 年	1月 6月 令和2年度から順次	法人設立登記後手続のワンストップ化 乳幼児健診等情報データ提供開始 民間発行の各種証明書データの連携を順次開始 ライフイベントに伴う企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化
令和 3 (2021) 年	2月 6月	法人設立全手続のワンストップ化 UI/UXの改善（スマートフォン版の画面構成の見直し等）

³⁰ マイナンバー法制定附則第6条第3項に基づき設置された「情報提供等記録開示システム」をいい、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いてログインする。

³¹ UI（User interface：ユーザーインターフェース）、UX（User experience：ユーザーエクスペリエンス）

³² API（Application Programming Interface：アプリケーションプログラミングインターフェイス）は、プログラムの機能をその他のプログラムでも利用できるようにするための規約であり、特定の機能を利用することができる。

	10月	薬剤情報、特定健診情報の閲覧・提供開始
	11月	医療費情報の閲覧・提供開始（確定申告の医療費控除に利用可能）
令和 4（2022）年	3月	公金受取口座の登録・閲覧開始
	5月	国民年金保険料のワンクリック免除申請の開始
	9月	診療情報の閲覧・提供開始
	10月	年末調整における国民年金保険料の控除証明書の連携開始
	12月	マイナポータル ³³ の抜本的改善（実証アルファ版第1弾）
令和 5（2023）年	1月	確定申告における公的年金等源泉徴収票情報の連携開始 電子処方箋情報の閲覧・提供開始
	2月	引越しワンストップサービス開始
	3月	マイナポータル ³⁴ の抜本的改善（実証アルファ版第2弾） 旅券オンライン申請開始
	8月	マイナポータル ³⁵ の抜本的改善（実証ベータ版）
令和 6（2024）年	1月	確定申告における給与所得の源泉徴収票情報の連携開始
	3月頃	マイナポータル ³⁶ の抜本的改善（正式版リリース）
	令和6年度中	新たな口座付番受付開始

（出所）デジタル庁「マイナンバー制度導入後のロードマップ」（令和6年1月19日更新）より作成

2. マイナンバー及びマイナンバーカードに係るトラブル事案への対応

2-1. トラブル事案の発生

令和5年3月にコンビニ交付サービスでの証明書の誤交付が確認されたことに始まり、その後、各種サービスにおけるマイナンバーのひも付け誤り、公金受取口座等の誤登録が多数確認されることとなった。マイナンバー及びマイナンバーカードに関する主なトラブルとして、以下の事案が確認されている。

- 別人のマイナンバーカードの誤交付
- マイナポイントの誤付与³³
- マイナ保険証³⁴のオンライン資格確認システム利用等に関するトラブル³⁵
（被保険者が無保険扱いとなったことによる医療費10割請求等）
- 「コンビニ交付サービス」における住民票等の誤交付等³⁶
- 公金受取口座に家族名義の口座を登録³⁷

³³ 令和5年8月25日、松本総務大臣は記者会見で、191件（141自治体）あったと公表した。

³⁴ マイナンバーカードの健康保険証利用をいう。令和3年10月から本格的な運用が開始され、令和5年改正法では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る改正が盛り込まれた。

³⁵ 令和6年1月31日、全国保険医団体連合会（保団連）が公表した「令和5年10月1日以降のマイナ保険証トラブル調査（最終集計）」では、回答があった8,672医療機関のうち、5,188件（59.8%）で10月以降もトラブルを経験しており、他人の情報にひも付けられていた事例が102機関で確認されたほか、403機関で少なくとも753件についてはトラブル対応として一旦10割負担を患者に請求したなどとしている。

³⁶ 令和4年度以降、コンビニ交付サービスで別人の証明書発行や記載内容の誤りなど74件のミスがあり、うち誤交付は5市区で計15件起きた（『東京新聞』（令5.12.13））。

³⁷ 令和5年9月19日、河野デジタル大臣は記者会見で、本人ではなくあえて家族などの口座を登録したと思われる口座が約14万件あったと公表した。

○各種サービスにおけるマイナンバーのひも付け誤り（図表6参照）及びこれに伴う情報漏えい

2-2. マイナンバー情報総点検本部における対応

マイナンバー及びマイナンバーカードに関するトラブル事案が相次いだことを受けて、令和5年5月25日、岸田内閣総理大臣は、河野デジタル大臣に対して、総務大臣、厚生労働大臣などの関係大臣と連携して、マイナンバーカードの信頼確保に向け、事案に関係する全てのデータ・システムを再点検するなど、万全の対策を迅速かつ徹底して講じるよう指示したほか、6月13日には「全ての事案を重く受け止め、個人情報の保護と国民の信頼確保、これがマイナンバーカード普及の大前提であることを今一度肝に銘じて」、関連するデータやシステムの総点検を行うとし、「誤り事案の情報を迅速に共有する体制を整え、関連する既存のデータの総点検」を令和5年秋までに行うと表明した。

さらに、マイナンバーのひも付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、デジタル庁を中心として、関係府省と連携して政府全体で総点検と再発防止を強力に推進するため、令和5年6月21日に「マイナンバー情報総点検本部」（デジタル大臣決定。本部長はデジタル大臣）が設置された。同日の第1回マイナンバー情報総点検本部において、岸田総理は、①関連するデータやシステムの総点検、②今後、新たな誤りが生じないようにするための仕組みづくり、③国民の不安払拭のための丁寧な対応の3つの基本方針に基づきつつ、更に対策を強化するよう指示した。また、河野デジタル大臣に対しては、マイナンバーに関する手続について総点検を行い、一連の誤り事案が確認された関連データだけではなく、マイナポータルで閲覧可能となっている全てのデータについて、令和5年秋までを目途に総点検を行うよう総括すること、再発防止策を徹底するため、氏名・住所・性別・生年月日の4情報を全て照合するなど、マイナンバー登録に係る政省令の見直しを行うこと、保険証とマイナンバーカードの一体化に係る国民の不安払拭に取り組むことを指示した。

令和5年8月8日の第2回マイナンバー情報総点検本部では、「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」（3.参照）を取りまとめた。マイナンバーのひも付け誤りに関する総点検の中間報告として、マイナンバーのひも付け作業の実態把握の調査、個別データの点検が必要な対象機関の整理を行った。これを踏まえ、デジタル庁が司令塔となり、制度所管省庁がひも付け実施機関と具体的な点検範囲、点検方法、点検期限等について協議した上で、個別データの点検に本格的に着手するとされた。

令和5年12月12日の第5回マイナンバー情報総点検本部では、マイナンバー情報総点検の結果報告が行われ、点検対象件数8,208万件のうち99.9%のデータについて本人確認を終了し、残る障害者手帳情報の一部のデータ（約1万5千件）についても、12月中に終了できる見通しとされた³⁸。誤りの情報は、閲覧を停止した上で、ひも付け誤りの修正作業を進めるとした。

図表6 マイナンバー情報総点検により判明したひも付け誤りの件数

それぞれの情報に関する事務	点検対象機関数 ^(注)	点検対象件数	ひも付け誤り件数
健康保険証情報	1,313	1,571万件	1,142件
共済年金情報	7(全団体)	507万件	119件
公金受取口座情報	1(全団体)	5,622万件	1,186件
所得・個人住民税情報	34	7,789件	4件
障害支援区分認定情報	32	2,325件	1件
障害者自立支援に関する給付情報(精神通院医療)	5	157,763件	152件
障害福祉サービス受給者証情報	35	2,895件	6件
生活保護情報	19	62,351件	22件
障害者手帳情報	406(全自治体)	480万件	5,689件
小児慢性特定疾病医療費助成の支給情報	1	4,625件	7件
難病患者に対する特定医療費の支給情報	1	37,820件	66件
労働者災害補償給付情報	1	263件	1件
その他(12事務)	—	6,089件	0件
合計	—	8,208万件	8,395件

(注) 事務ごとの個別データの点検対象機関数。個別データの点検を行ったもののうち、1つ以上の事務の点検を行っている機関は332自治体、労働基準監督署1署(先行点検の事務を除く)。

※上記のほか、別途、健康保険証情報7,553件、労働者災害補償給付情報3件のひも付け誤りが確認されている。

(出所) マイナンバー情報総点検本部(第6回)(令和6年1月16日書面開催)資料より作成

これを受けて、同日、岸田総理は、「今後は、再発防止対策を講じつつ、通常業務において、定期的にマイナンバーの確認を徹底していくフェーズに移行する」とし、各大臣に対して、「厳格化した法令及びガイドラインに基づき、申請時や更新時におけるマイナンバーの確認を徹底するとともに、住基ネット照会の厳格化に向けて、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)の新たな照会システム³⁹の自治体・国の機関等への提供を12月18日より開始する」よう指示した。また、「人の手を介さずにマイナンバー登録を電子的に行えるよう、マイナンバーの自動入力を可能とするアプリを、広く提供する」よう指示した。

³⁸ その後、令和5年12月27日までに全てのデータの本人確認作業が終了し、マイナンバー情報総点検本部(第6回)(令和6年1月16日書面開催)において総点検の結果が確認された。

³⁹ マイナンバー特定のための住基ネット照会は、基本4情報又は3情報(制度上、性別の情報を保有していないもの)により行い、満たさない場合に回答しないようシステム改修する。

2-3. 個人情報保護委員会による対応

個人情報保護委員会は、特定個人情報を含む個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とし、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督などを行っている。

令和5年5月31日、個人情報保護委員会は、コンビニでの住民票等の誤交付、マイナ保険証のひも付け誤り、公金受取口座の誤登録などの一連の事案について、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得るといった影響範囲の大きさに鑑み、詳細な事実関係を把握するとともに、確認された問題点に応じて、指導等の権限行使の可否を検討するとして「マイナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応方針」を決定した。

同方針の下、個人情報保護委員会は、公金受取口座登録制度に係るシステムを管理するデジタル庁に対し、令和5年6月15日にマイナンバー法第35条第1項⁴⁰に基づく報告徴収を実施し、デジタル庁から翌16日に漏えい等報告を、同月30日に前記報告徴収に対する報告書をそれぞれ受領した。その後、デジタル庁から受領した報告書のみでは、十分に特定個人情報の取扱状況を把握することができないとして、7月19日、個人情報保護委員会は、デジタル庁に対し、マイナンバー法第35条第1項に基づく立入検査を開始し、更なる調査を行った。

以上の調査を踏まえ、令和5年9月20日に個人情報保護委員会は、デジタル庁に対し、公金受取口座の誤登録について、自治体の窓口で起きたものの、システム全体を管理するデジタル庁の対応に不十分な点があったとして、再発防止策の徹底などを求める行政指導を行った⁴¹。また、当該行政指導に対するデジタル庁の対応の実施状況について、10月31日までに個人情報保護委員会に報告するよう求めた。

⁴⁰ 個人情報保護委員会は、マイナンバー法の施行に必要な限度において、「特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる」と規定している。

⁴¹ デジタル庁に対して、①複数の操作によって取得した特定個人情報の全項目につき同一人の情報であることを確認するため、公金受取口座登録手続全体を通じた実効的な本人確認の手法についての検討、②保有個人情報の漏えい等発生時において事実関係を組織内で共有して安全管理上の対応を策定するための体制の整備、③特定個人情報等の取扱手順の見直し及び周知、④個人情報保護委員会への漏えい等報告が速やかに行える教育等の実施、⑤特定個人情報保護評価について、リスク対策の不断の見直し・検討及びリスクを変動させ得る事実関係の変更が生じた場合に必要の評価を適時・適切に実施する体制を求めた。

その後、令和5年12月6日に公表された「マイナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応について」では、デジタル庁から10月31日に受領した報告を確認したところ、一定の取組が認められたとした上で、今後、改善策の確実な実施を引き続き注視していくとした⁴²。

3. マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ

令和5年8月8日のマイナンバー情報総点検本部において取りまとめられた「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」（以下「政策パッケージ」という。）において、マイナンバーのひも付け誤りに関する総点検の中間報告（2-1. 参照）のほかに示された「再発防止対策」及び「国民の信頼回復に向けた対応」は、以下のとおりである。

3-1. 再発防止対策

総点検では、各制度におけるマイナンバーのひも付け誤りが限りなくゼロに近づくよう、悉皆的な調査を行うが、新規の登録や変更など、制度が持つ情報は常に変化し続けるものであることから、そもそもひも付け誤りが発生しないよう、制度事務そのものにおける再発防止の仕組み作りを行うとしている。

図表7 再発防止対策の概要

<p>○マイナンバー登録事務に関する横断的ルールの策定</p> <ul style="list-style-type: none">・各制度所管省庁は、各種制度の申請者にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令改正やガイドライン策定を行い、制度管理者がマイナンバーの照会作業を行わずとも、確実にマイナンバーを収集できるようにする。・各制度管理側が、申請者のマイナンバーの確認・登録作業を行う際には、氏名・生年月日・性別・住所の原則4情報全て照合する手続へと統一する、住基システムと連携していない事務については住基ネット照合することにより入力誤りを早期発見・是正するなど、総点検の過程で明らかになった現場の作業実態等も踏まえて、照合ミスの起きないよう登録に係る横断的なガイドラインを策定し、その徹底を図ることとする。・横断的ルールの策定とともに、登録されたデータに係る定期的なシステムチェックの仕組みの導入についても検討する。 <p>○マイナンバーの照会方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none">・各制度管理側が各申請者のマイナンバーを特定するために、J-LIS照会を行うに当たっては、氏名・生年月日・性別・住所の4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会となるよう、J-LISにおいて必要なシステム改修を行う。

⁴² なお、個人情報保護委員会は、コンビニでの住民票等の誤交付、マイナンバーのひも付け誤り等の事案についても、今後とも、各団体等の対応状況を注視するとともに、行政機関等に対する計画的な立入検査や研修の実施、特定個人情報保護評価の適切な運用・評価指針の見直しなどの各種の取組を通じて、特定個人情報の適正な取扱いの確保に努めるとしている。

○マイナンバー登録事務のデジタル化

- ・マイナンバーを収集する際には、書面の記載や画面の表示から、人の目で読み取って転記をする方法でなく、マイナンバーカードからマイナンバーを読み取るデジタルな方法の普及を推し進める。

(出所) マイナンバー情報総点検本部「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージについて」(令和5年8月8日)より作成

あわせて、ひも付け誤りが判明した場合、ひも付け実施機関は制度所管省庁に速やかに連絡し、制度所管省庁はデジタル庁と情報共有しつつ、ひも付け実施機関に対して直ちにデータを修正することを要請とした。

3-2. 国民の信頼回復に向けた対応

健康保険証の廃止においては、国民の信頼回復と、デジタル化による利便性を理解してもらうことが必要であるとし、政府は、全ての国民が円滑に医療を受けられるようきめ細かい対応を徹底するとともに、マイナ保険証への移行に際しては、マイナ保険証のデジタル環境の整備やそのメリットを実感してもらう実効的な仕組み作りに取り組むとした。また、国民の皆様にご迷惑を与えてしまった不安を払拭し、安心を向上するために、きめ細かな対応をとっていくとしている。

なお、政策パッケージと同日にマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会⁴³から、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた課題の整理と必要な対応を盛り込んだ「最終とりまとめ」が公表されており、同検討会での議論や令和5年改正法などを踏まえた内容となっている。

図表8 国民の信頼回復に向けた対応の概要

○健康保険証との一体化への移行の在り方

現行の健康保険証からマイナ保険証への円滑な移行を図るため、移行期においても、全ての被保険者が、安心して確実に必要な保険診療を受診できる環境を整えるとしている。

- ・当分の間、マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない者については、本人の申請によらずに資格確認書を交付する。
- ・発行済みの健康保険証について、最大1年間(先に有効期間が到来する場合は有効期間まで)、有効とみなす経過措置をとる。

○マイナンバーカード取得の円滑化

- ・新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者等、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象とした特急発行・交付の仕組みの構築⁴⁴。

⁴³ デジタル大臣、総務大臣及び厚生労働大臣により構成される。

⁴⁴ マイナンバーカードの申請から住民にカードが届くまでに、1~2か月程度を要しているが、速やかにマイナンバーカードの交付を受ける必要がある者を政令で定め、これに該当する者について、直接カードを送付することによりマイナンバーカードを1週間以内(最短5日)で交

- ・福祉施設・支援団体に向けたマニュアルの普及、出張申請受付。
- ・暗証番号の設定が不要なカードの交付⁴⁵。
- ・郵便局窓口を活用した申請受付の実施。

○マイナンバーカードの健康保険証利用の促進

デモ体験の実施や周知動画による広報等により、更に多くの国民にマイナ保険証のメリットを実感してもらうとしている。

○マイナ保険証のデジタル環境の整備

- ・マイナンバーカードを生活保護の医療扶助や自治体による子どもの医療費助成制度、診察券としても利用できるようにする。
- ・電子処方箋の令和7年3月までの導入を目指す。
- ・マイナンバーカード機能のスマホ搭載の普及とともに、スマホにおけるマイナ保険証機能の実装を目指す、
- ・令和8年中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指して検討を行い、マイナ保険証としての利便性の向上を図る。
- ・病院における顔認証付カードリーダー端末の増設、UXの改善を進める。

○一体化のメリットを実感できる仕組みづくり

マイナンバーカードと健康保険証の一体化によるメリットについて、政府はより丁寧に伝え、医療現場及び国民に一層の浸透を図っていく。

- ・「受診履歴に基づいた質の高い医療の実現」の観点からメリット
患者は、過去の健康・医療データに基づき、医師等に説明する手間を省きつつ、より適切な医療を低い窓口負担で受けることができる。
医療機関・薬局は、問診票等で聞き取るよりも正確かつ効果的にデータを確認でき、より正確な情報に基づく適切な医療を効率的に提供することができる。
- ・「効率的な医療システムの実現」の観点からメリット
医療機関・薬局、保険者は、電子証明書による本人確認と資格確認により、なりすましによる受診のリスクや手入力による事務負担の軽減、及び資格喪失後の健康保険証の使用等による過誤請求に係る事務処理負担や医療機関・薬局の未収金が減少する。
患者は、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除されるとともに、転職時・転居時等の健康保険証の切替えや更新が不要となる。
あわせて、今後、医療費の増大が見込まれる中、重複投薬や多剤投与の是正等、医薬品の適正使用の推進が重要であることも踏まえ、実効的な仕組みづくりを進めるとしている。
- ・医療DXの推進により、医療現場にとっても患者本人にとっても更にメリットを感じられるような、質が高く効率的な医療の実現を目指す（電子処方箋の普及に努めるとともに、将来的には、検査結果等の電子カルテ情報の共有やPHR⁴⁶としての保健・医療・介護の情報のマイナポータルを通じた一元的な把握などの実現）。
- ・オンライン資格確認の運用に係る実務上の課題に対する具体的な対応策の実施。

(出所) マイナンバー情報総点検本部「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージについて」(令和5年8月8日)より作成

付する仕組みを創設する。令和5年2月、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会中間とりまとめ」において、一体化に当たって取組として示された。

⁴⁵ 令和5年12月15日から本人確認の方法を顔認証又は目視確認に限定し、暗証番号の設定を不要とした「顔認証マイナンバーカード」が導入されている。

⁴⁶ PHR (Personal Health Record) は、個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組みをいう。

これらの対策の実施を通じて、自治体や行政関係機関の協力を得つつ、各府省一丸となって、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用した行政サービスの信頼性及び利便性の向上に、全力を尽くすとしている。

4. 当面の課題等

これまでマイナンバー制度のうち、マイナンバーのみが情報連携の形で活用される第1ステージの状況であったが、マイナンバーカードの普及とそれに伴ってマイナポータルが利用できる者が増えたことにより、マイナンバー制度の3本柱がそろって本格活用が可能な第2ステージに突入したとの指摘⁴⁷がある。

一方で、令和6年12月2日に現行の健康保険証の発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することについては、取得が任意とされるマイナンバーカード⁴⁸をマイナ保険証とすることと国民皆保険制度との整合性、マイナンバーカードの取得・管理等における高齢者や障害者などへの対応等の論点のほか、トラブル事案を踏まえて、マイナンバー制度において個人情報保護が確保されることの信頼性、限られた期間で大きな制度変更が円滑にできるのかといった不安や懸念の声がある。

また、マイナンバーカードの保有率は高くなったものの、マイナ保険証としての利用率は増えていない現状がある（図表9）。

厚生労働省は、マイナ保険証の利用促進を図るため、医療機関・薬局に対して、利用率目標の設定や1月からの利用率増加に応じた支援金などのインセンティブ、窓口対応の見直しを働きかける、保険者による被保険者への働きかけ、マイナ保険証全国デモ体験会・テレビCM等による広報を行うとしている⁴⁹。

令和6年2月6日、厚生労働省は国家公務員共済組合における令和5年11月のマイナ保険証の利用実績を公表した。マイナ保険証の登録率は、国家公務員共済組合全体で62.9%であり、厚生労働省共済組合のうち厚生労働本省支部

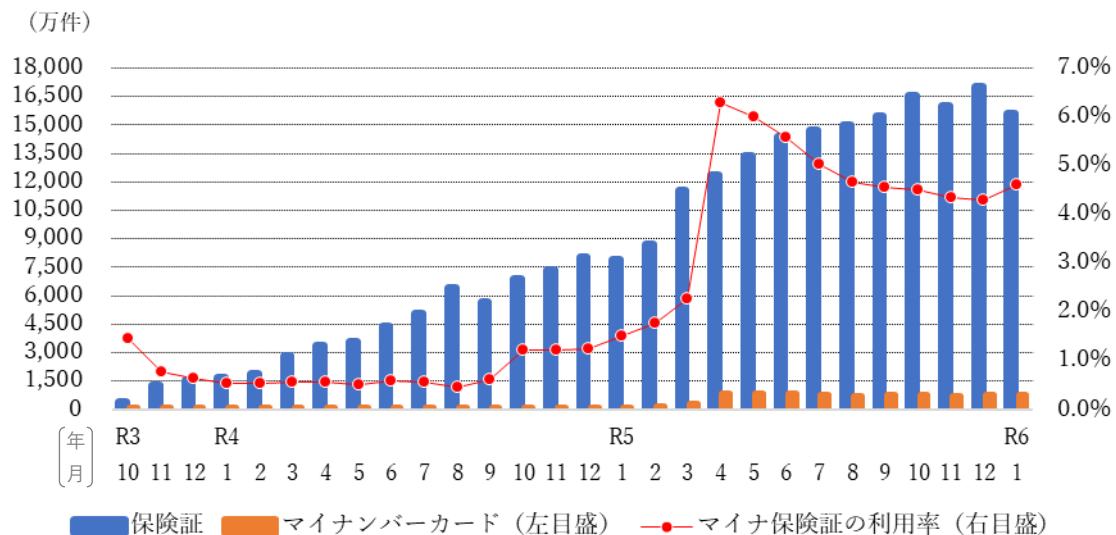
⁴⁷ 岩崎薫里「第2ステージに突入したマイナンバー制度—トラブルを乗り越え、持続可能な行政サービスの実現へ—」『日本総研ビューポイント No.2023-014』日本総合研究所、令和5年11月6日<<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/viewpoint/pdf/14592.pdf>>

⁴⁸ 第211回国会衆議院地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第9号18頁（令5.4.25）では、「マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも確実な本人確認ができる最高位の身分証でもあり」、「厳格な本人確認の下で交付する必要」があるとし、「このため、カードに必要な顔写真を撮影するとともに対面での厳格な本人確認を必要としていることから、取得を義務化せず、申請によることとしたところ」であり、「現段階では、カードの義務化は難しい」旨の答弁がなされている。

⁴⁹ 厚生労働省「マイナ保険証の利用促進等について」（第174回社会保障審議会医療保険部会（令和6年1月19日）資料1）

で77.6%だったものの、同共済組合としては65.2%であった⁵⁰。また、マイナ保険証の利用率（オンライン資格確認を利用した件数のうち、マイナ保険証を利用している割合）を見ると、国家公務員共済組合全体で4.36%であり、厚生労働省共済組合のうち厚生労働本省支部で8.39%だったものの、同共済組合としては4.88%にとどまっている⁵¹。この利用率について、武見厚生労働大臣は、同日の記者会見において、「まだ低すぎる。もっと率先して使っていただくように働きかける必要性を改めて認識」と述べた。また、マイナンバーカードを日常携行する機会の少ない者が多く、これらへの利用勧奨が課題としている。

図表9 オンライン資格確認の利用件数（保険証、マイナンバーカード）



(注) 令和6年1月のオンライン資格確認の利用件数1億6,363万件の内訳は、保険証1億5,609万件、マイナンバーカード753万件であり、オンライン資格確認におけるマイナ保険証の利用率は4.60%となる。マイナ保険証の利用率は、令和5年4月の6.30%をピークに同年12月の4.29%まで減少が続いていた。

(出所) 厚生労働省「オンライン資格確認システムの利用状況」より作成

マイナンバーカードの携帯に伴う懸念として、紛失、盗難によって本人以外の者がカードを取得した場合に、個人情報を知られるのではないかと、またマイナンバーを知れることにより個人情報を盗まれるのではないかとという心配、あるいは本人になりすまして利用されるのではないかとといったこと⁵²が挙げら

⁵⁰ なお、マイナンバーカードの保有枚数9,136万枚（令和5年11月30日時点）、マイナンバーカードを健康保険証として登録している件数7,174万件（令和5年12月3日時点）であり、登録率は約78.5%となるが、国家公務員共済組合における登録率はこれを下回っている。

⁵¹ なお、令和5年11月におけるオンライン資格確認の利用件数16,766万件、うちマイナ保険証の利用件数727万件であり、マイナ保険証の利用率は4.34%となる。

⁵² 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第6号28頁（令元.5.7）

れる。さらに、マイナンバー及びマイナンバーカードに係るトラブル事案が相次いだことを受けて、マイナンバー制度をどの程度信頼するかについては、「あまり信頼していない」38%、「全く信頼していない」18%との世論調査⁵³もある。これらのリスクに対する不安感、制度への不信感を払拭するための丁寧な説明や広報が必要であり、まずは、政策パッケージで掲げられた再発防止対策及び国民の信頼回復に向けた対応を着実に進めることが求められている。国以外の機関においてもマイナンバーと個人情報のひも付けの誤りが多く確認されたことを踏まえて、特定個人情報の正確性を確保し、信頼性を担保するため、国が必要となる支援等を継続的に行っていくことも必要である。

マイナ保険証については、患者本人の健康、医療に関するデータに基づいたより良い医療の提供が可能となるなどの多くのメリットがあり、我が国の医療DXを進める上で基盤となる仕組みとしているが⁵⁴、マイナ保険証を利用して実感したメリットについて、厚生労働省が令和5年5月に実施した調査⁵⁵では、最も多かった回答が「特になし」の56.5%となるなど、現状では利用者にメリットが伝わっているとは言い難い⁵⁶。その普及には、医療機関等への支援だけではなく、政策パッケージにも掲げられた電子処方箋や電子カルテの実現、救急医療における患者の健康・医療データの活用などを進めることにより、利用者本人が効果を実感できるようになることが必要だろう⁵⁷。

マイナンバーカードについては、日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができる「市民カード化」が実現しているとはいえない。

⁵³ 朝日新聞社が令和5年12月16日及び17日に実施した全国世論調査(電話)、『朝日新聞』(令5.12.19)。

⁵⁴ 第212回国会参議院本会議録第10号15頁(令5.12.11)

⁵⁵ 厚生労働省「医療情報・システム基盤整備体制充実加算にかかるインターネット調査について(結果報告)」(第547回中央社会保険医療協議会総会(令和5年6月21日)資料総—4)

⁵⁶ 政府がマイナンバーカード取得を推進してきた「政策の意図は国民に十分に伝わっておらず、強引だとの批判も聞かれる」との指摘(石井夏生利「推進策の意図丁寧に説明を」『日本経済新聞』(令5.8.22))や、情報を集めてもひも付けを行う背景やメリットが十分に伝わっていない可能性が考えられるとした上で、「改めて、従来の保健証を廃止する理由や背景、マイナンバーカードを利用するメリットを周知することが必要」との指摘がある(村松容子「マイナ保険証の利用状況と意向」『保険・年金フォーカス』ニッセイ基礎研究所、令和6年1月30日)。

⁵⁷ 前田克実「1万人調査に見るマイナ保険証への賛否」『MR I エコノミックレビュー』三菱総合研究所、令和5年12月14日<<https://www.mri.co.jp/knowledge/insight/20231214.html>>によると、三菱総研が令和5年9月に実施した1万人に対する調査において、マイナ保険証に①「賛成だ」又は「どちらかと言えば賛成だ」の回答者、②「反対だ」又は「どちらかと言えば反対だ」の回答者に、「2030年にかけて実現を目指すベネフィット」10項目について、「実現したら便利だと思う」、「実現しても便利だと思わない」、「実現のイメージがつかない」の中から回答を求めたところ、イメージがつかないとの回答が②の方が①より約15%多いとして、「マイナ保険証の社会受容性を高めるためには、マイナ保険証で実現できることを知ってもらうことに加え、国民にとってのベネフィットを実感してもらうことが重要」としている。

デジタル庁が令和6年2月に公表したインターネット調査の結果⁵⁸によれば、マイナンバーカードを取得したが、持ち歩いてはいないと回答した人（回答全体の40.1%）に対し、その理由を質問したところ、「持ち歩いて利用する必要性・機会がないと感じるから」との回答が64.1%と最も多くなった。こうした状況は、今後、マイナ保険証としての利用が進むことなどによっても変化していくと考えられるが、マイナンバーカードやマイナポータル機能の機能拡充や利便性の向上が図られることで利用機会が増えることが期待される⁵⁹。また、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載は、電子証明書機能、Android端末に限り開始されているが、本人確認に係る機能は搭載できず、今後の課題となっている⁶⁰。重点計画では、「電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能⁶¹など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れたUI・UXを実現するため、スマートフォンへの搭載を目指す」とされており、今後、日常携行するスマートフォンでマイナンバーカードを代替できる環境の実現が期待される。なお、今後の機能拡充等に当たっては、マイナンバーカードの取得が任意であることを踏まえて、カードを保有していない者が不当な不利益を受けることがないよう配慮するとともに、国民に対して、マイナンバーカードやマイナポータルの利用により、何ができるのかを分かりやすく丁寧に説明することが求められる。

【参考文献】

小川顕正「マイナンバーカードの普及に向けた促進策」『季刊 個人金融』ゆうちょ財団、2023年2月

⁵⁸ デジタル庁「業種別マイナンバーカード取得状況等調査（ネット調査）の結果」（令和6年2月20日公表）<https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4581d4aa-d6b5-4688-a625-bab1317d0d71/6f69745f/20240220_councils_mynumbercard-promotion_outline_01.pdf>。令和5年11月28日～12月25日の間、インターネットモニター20,000人（就労者・日本標準産業分類中分類99業種×原則200人以上）に対して、マイナンバーカード取得状況等に関するアンケート調査（第8回・令和5年度第1回）を行った。

⁵⁹ 多くの国民にとって、コンビニ交付サービス以外に利用機会が見いだせないことはカード普及が進まない大きな要因であろうとの指摘もある（小川顕正「マイナンバーカードの普及に向けた促進策」『季刊 個人金融』ゆうちょ財団、2023年2月）。

⁶⁰ 例えば、デジタル庁の「マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載に関する検討会」では、令和5年10月3日、電子証明書機能以外のスマートフォンへの搭載についても検討がなされた。

⁶¹ マイナンバーや基本4情報を確認し、テキストデータとして利用することが可能となる。なお、マイナンバーはマイナンバー法に基づく事務でのみ利用可能である。なお、第213回国会（令和6年常会）に、スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みを設ける内容を含む法律案の提出が予定されている。

後藤一平、戸祭亜友美、小室芳樹「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律について」『RESEARCH BUREAU 論究 第 20 号』衆議院調査局、2023 年 12 月

原田光隆「デジタル時代のマイナンバーカードの役割と諸外国の動向—オンラインの行政サービスにおける本人確認を中心に—」『レファレンス 876 号』国立国会図書館、2023 年 12 月

森秀勲「マイナンバー法等改正案の概要と主な国会論議—利用範囲の拡大、マイナンバーカードと健康保険証の一体化—」『立法と調査 459 号』参議院事務局、2023 年 8 月

(内線 75104)